

自己点検シート

サービス種別	介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護相当サービス)
--------	---------------------------------

記入日 : 令和 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号									
フリガナ									
事業所名									
住 所	(〒 —)								
連絡先	電話				F A X				
	メールアドレス								
開設年月日	平成 年 月 日								
指定年月日	令和 年 月 日								
管理者	職名				氏名				
記載担当者	職名				氏名				

介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護相当サービス)

根拠条文略称

要綱・・・・・・・・宇部市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める要綱（令和7年10月1日施行）

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
I 人員基準						
1 訪問介護員等の員数	(1) 訪問介護員等の員数は常勤換算方法で、2.5人以上となっていますか。 ※ サービス提供責任者を含む。	要綱第5条第1項	□	□		
	(2) 常勤の訪問介護員等であって専従のサービス提供責任者を事業の規模に応じて一名以上配置していますか。	要綱第5条第2項	□	□		
	(3) サービス提供責任者は、訪問介護員等のうち以下のいずれかに該当していますか。 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 実務者研修修了者 <input type="checkbox"/> 看護師、准看護師又は保健師 <input type="checkbox"/> 基礎研修課程修了者 <input type="checkbox"/> 1級課程修了者	要綱第5条第4項	□	□		
	(4) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上をサービス提供責任者として配置していますか。 (利用者の数が40を超える場合は、常勤換算方法でも可。)	要綱第5条第2項	□	□		
	(5) 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。	要綱第5条第5項	□	□	□	
2 管理者	(1) 常勤となっていますか。 (管理上支障がない場合は、申請事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可能)	要綱第6条	□	□		
II 設備基準						
1 設備・備品等	(1) 利用申込の受付、相談等の、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 (手洗い場・消毒用アルコール・ペーパータオルの設置等)	要綱第7条第1項	□	□		
III 運営基準						
1 内容及び手続の説明並びに同意	(1) 訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、要綱第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 (電磁的方法含む)	要綱第8条	□	□		
2 提供拒否の禁止	(1) 事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んでいませんか。	要綱第9条	□	□		
3 サービス提供困難時の対応	(1) 自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	要綱第10条	□	□		
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証等の確認を行っていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合にはその意見に配慮して訪問介護相当サービスを提供していますか。	要綱第11条	□	□		
5 要支援認定の申請等に係る援助	(1) 利用申込者が要支援認定等を受けていない場合、既に要支援認定等の申請をしているか確認していますか。	要綱第12条	□	□		
	(2) 利用申込者が要支援認定等を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		□	□		
6 心身の状況等の把握	(1) サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	要綱第13条	□	□		
7 介護予防支援事業者等との連携	(1) 訪問介護相当サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	要綱第14条	□	□		

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
8 第一号事業支給費の支給を受けるための援助	(1) 利用者又はその家族に対して、第一号事業支給費について説明し、必要な援助を行っていますか。	要綱第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	(1) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	要綱第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	(1) 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	要綱第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
11 身分を証明する書類の携行	(1) 訪問介護員等は、身分を証明する書類を携行し、初回訪問時及びその家族から求められたときは、これを掲示していますか。	要綱第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12 サービス提供の記録	(1) 訪問介護相当サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容等必要な事項を書面に記録していますか。	要綱第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 利用者からの申出があった場合には、提供した具体的なサービスの内容等を文書の交付その他適切な方法により、利用者に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。 (1割、2割又は3割の支払いを受けているか。)	要綱第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を生じていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
14 第一号事業支給費の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスでない、訪問介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	要綱第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15 同居家族に対するサービスの提供の禁止	(1) 訪問介護員等は、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をしていませんか。	要綱第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
16 利用者に関する市への通知	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為により第一号事業支給費の支給を受けた又は受けようとした場合。	要綱第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 緊急時等の対応	(1) 利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	要綱第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 管理者の責務	(1) 従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	要綱第25条 第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19 サービス提供責任者の責務	(1) サービス提供責任者は以下に掲げる業務を行っていますか。 <input type="checkbox"/> 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整 <input type="checkbox"/> 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の状況に係る必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等に対する、具体的な援助目標及び援助内容の指示 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等の業務の実施状況の把握 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施 <input type="checkbox"/> その他サービス内容の管理についての必要な業務の実施	要綱第25条 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
20 運営規程	(1) 申請事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程の定めがありますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 (延長サービスを行う場合は別に明記) <input type="checkbox"/> サービス内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	要綱第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
21 介護等の総合的な提供	(1) 訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏していませんか。	要綱第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	要綱第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供していますか。 (利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
23 業務継続計画の策定	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	要綱第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24 衛生管理等	(1) 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の必要な管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	要綱第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう、以下に掲げる措置を講じていますか。 <input type="checkbox"/> ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用も可)を概ね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 <input type="checkbox"/> ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 <input type="checkbox"/> ③ 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
25 掲示	(1) 運営規程や、勤務体制等を事業所の見やすい場所に掲示していますか。 (※ 運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。)	要綱第31条第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 運営規程や、勤務体制等の重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	要綱第31条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
26 秘密保持等	(1) 従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	要綱第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
27 広告	(1) 虚偽または誇大な広告をしていませんか。	要綱第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
28 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	(1) 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	要綱第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
29 苦情への対応	(1) 利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。 また、苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有 ・ 無 相談窓口担当者：	要綱第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 不当な働きかけの禁止	(1) 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。	要綱第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31 地域との連携	(1) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	要綱第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
32 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 また、事故の状況や処置について記録していますか。 → 事故事例の有無： 有 ・ 無	要綱第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。 → 損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じていますか。 <input type="checkbox"/> ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用も可)を定期的に開催し、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 <input type="checkbox"/> ② 虐待の防止のための指針を整備していますか。 <input type="checkbox"/> ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 <input type="checkbox"/> ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	要綱第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
34 会計の区分	(1) 他の事業との会計を区分していますか。	要綱第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
35 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	要綱第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) サービスの提供に関する記録(個別サービス計画、サービス実施記録等)を整備していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
36 訪問介護相当サービスの基本取扱方針	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	要綱第43条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 提供するサービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
37 訪問介護相当サービスの具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	要綱第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 上記の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(10) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(11) サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス) 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	不適	非該当	
38 電磁的記録等	(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法により行っていますか。	要綱第46条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によって行っていますか。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法により行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 電磁的方法による同意は、電子メール等により利用者等が同意の意思表示をしていることが確認できるものですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 電磁的方法による締結は、利用者等と事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名押印に代えて、電子署名を活用していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39 変更の届出	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他要綱で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ますか。 □① 事業所の名称 □② 事業所の所在地 □③ 申請者の名称 □④ 主たる事務所の所在地 □⑤ 代表者の氏名、生年月日及び住所 □⑥ 登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。) □⑦ 事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 □⑧ 利用者の推定数、利用者の定員 □⑨ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 □⑩ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 □⑪ 運営規程 □⑫ その他	宇部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス)

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。	□ 未実施	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない。	□ 未実施	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない。	□ 未実施	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していない。	□ 未実施	
	業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。	□ 未実施	
同一建物に居住する利用者への減算	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行っていますか。	□ 該当	
	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行っていますか。	□ 該当	
	同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上になりますか。	□ 該当	
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施後、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員へ、評価結果を情報提供	□ 実施	
	口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決め。	□ 該当	
介護職員等処遇改善加算(I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員等処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□ あり	研修計画書
	(三) 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、書面を作成しすべての介護職員に周知	□ あり	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用の見込額を全ての職員に周知	□ あり		
介護職員等処遇改善加算(II)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員等処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用の見込額を全ての職員に周知	□ あり	

介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員等処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員等処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		